

国際奈良学セミナーハウス管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十二号

国際奈良学セミナーハウス管理規則を廃止する規則

国際奈良学セミナーハウス管理規則（昭和六十三年十月奈良県規則第三十八号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。